

綾瀬市教育支援教室設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市立の小学校若しくは中学校に在籍している児童生徒又は綾瀬市に住所を有し、綾瀬市立以外の小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)に在籍する児童生徒であって、主に心理的な要因により登校困難な状態にあるもの(以下「登校困難な児童生徒」という。)に対して、集団生活への適応を促し、在籍校への復帰及び社会的自立を支援するため、通室制の教室として、綾瀬市教育支援教室(以下「教育支援教室」という。)を設置し、運営することに関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 教育支援教室の呼称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 呼称 ルピナス教室
- (2) 位置 綾瀬市深谷中五丁目15番2号

(開室期間、開室日及び開室時間)

第3条 教育支援教室の開室期間及び開室日は、綾瀬市公立小中学校の管理運営に関する規則(昭和35年綾瀬町教育委員会規則第1号)第3条又は第5条に定める学校休業日(以下「学校休業期間等」という。)を除いた期間及び日とする。

2 教育支援教室の開室時間は、午前9時30分から午後2時30分までとする。

3 第1項の定めにかかわらず、学校休業期間等にあっても、教育支援教室に現に通室している児童生徒(以下「通室児童生徒」という。)の状況に応じて、教育委員会が必要と認めたときは、臨時に開室することができる。

(通室の対象者及び通室方法等)

第4条 通室の対象者は、登校困難な児童生徒のうち、第7条に定める手続を経たもの又は教育委員会が必要と認めたものとする。

2 通室児童生徒は、現に在籍している学校(以下「在籍校」という。)の学籍を有したまま通室する。

3 通室の方法及び経路等については、あらかじめ教育委員会が定めるところによる。この場合において、教育委員会が必要と認めたときは、在籍校

の校長と協議して定めることができる。

(指導者等の配置)

第5条 教育支援教室には、専任教諭及び相談員（以下「指導者」という。）を配置する。

2 指導者は、通室児童生徒の個々の状態に応じて相談、指導、支援その他の活動（以下「支援活動」という。）を行う。

3 指導者は、必要に応じて、医師又は臨床心理士等の支援活動に識見を有するものから指導助言を受けることができる。

(支援活動の内容)

第6条 教育支援教室は、通室児童生徒等に対し、次に掲げる支援活動を行う。

- (1) 教育相談
- (2) 集団適応指導
- (3) 教科指導
- (4) 生活指導
- (5) その他教育委員会が必要と認めた活動

(通室の申出及び終了の手続)

第7条 教育支援教室に通室させようとする児童生徒の保護者は、児童生徒の在籍校の校長に同意を得て、教育支援教室通室願（第1号様式）を教育委員会に提出する。また、在籍校の校長は、教育支援教室通室願（第2号様式）を教育委員会に提出する。

2 教育委員会は、前項の申出に対し、通室が適当と認めたときは、保護者及び在籍校の校長に対し、教育支援教室通室承諾通知書（第3号様式）により、通知する。

3 通室児童生徒の保護者から通室終了の申出があった場合又は綾瀬市外に転出し、かつ、綾瀬市立の小学校若しくは中学校の学籍を有しなくなった場合は、教育支援教室の通室は終了する。

(通室日数の取扱い)

第8条 教育支援教室の通室日数は、在籍校における出席日数として取り扱う。

(在籍校への報告)

第9条 教育委員会は、通室児童生徒の在籍校の校長に対し、次に掲げる事項を報告する。

(1) 出席状況

(2) 指導状況

(3) その他在籍校の校長又は教育委員会が必要と認める事項

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、教育支援教室の設置、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

教育支援教室通室願

年 月 日

（宛先）綾瀬市教育委員会教育長

保護者 氏 名 印
住 所
電 話

次の者を綾瀬市教育支援教室に通室（新規・継続）させたいので、申し出ます。

児童生徒名	フリガナ	
	氏 名	
生年月日 及び年齢	年 月 日生 満 歳	
在籍校名	_____ 学校	
学年及び組	学年 組	
学級担任氏名		
在籍校の同意	有・無	
相談機関名		
担当者氏名		

※この書類は、年度ごと又は在籍校を変更する場合に必要です。

第2号様式（第7条関係）

教育支援教室通室願

年 月 日

（宛先）綾瀬市教育委員会教育長

綾瀬市立 _____ 学校

校 長 _____ 印

所在地

電 話

このたび、保護者から次の者を、綾瀬市教育支援教室へ通室させたい旨、申し出がありました。

申し出は、適切であると判断しましたので、綾瀬市教育支援教室へ通室させていただきたくお願いします。

児童生徒名	フリガナ	
	氏 名	
生年月日 及び年齢	年 月 日生 満 歳	
在籍校名	_____ 学校	
学年及び組	学年 組	
学級担任氏名		
相談機関名		
担当者氏名		

※ この書類は、年度ごと又は在籍校を変更する場合に必要です。

第3号様式（第7条関係）

教育支援教室通室承諾通知書

年 月 日

保護者・在籍校校長

様

綾瀬市教育委員会

教育長



年 月 日付けで申し出がありました次の児童生徒について、綾瀬市教育支援教室設置運営要綱第7条第2項に基づき通室を承諾します。

児童生徒名	フリガナ	
	氏名	
生年月日 及び年齢	年 月 日生 満 歳	
在籍校名	_____ 学校	
学年及び組	学年 組	
学級担任氏名		
備 考	取扱い（新規・継続）	